

令和4年第7回  
箕面市農業委員会総会会議録

令和4年7月14日（木）

箕面市農業委員会

1. 開催日時 令和4年7月14日(木)  
午後1時30分から午後1時58分まで

2. 出席委員(13名)

|     |       |     |       |     |        |
|-----|-------|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 稲垣 惠一 | 2番  | 神代 繁近 | 3番  | 川上 加津子 |
| 7番  | 中井 徳治 | 9番  | 岸本 信夫 | 10番 | 坂本 豊廣  |
| 11番 | 岡沢 聡  | 12番 | 尾崎 孝  | 13番 | 稲野 実   |
| 16番 | 中村 孝三 | 17番 | 長澤 均  | 18番 | 中井 啓二  |
| 21番 | 中井 博幸 |     |       |     |        |

3. 欠席委員(8名)

|     |       |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 4番  | 笹川 治久 | 5番  | 長澤 昇  | 6番  | 麻生 忠  |
| 8番  | 牧野 弘  | 14番 | 笹川 悦子 | 15番 | 中西 利一 |
| 19番 | 加藤 博一 | 20番 | 野口 康夫 |     |       |

4. 会議録署名委員

|     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 16番 | 中村 孝三 | 17番 | 長澤 均 |
|-----|-------|-----|------|

5. 出席事務局職員

|       |       |    |       |      |       |
|-------|-------|----|-------|------|-------|
| 事務局長  | 松政 秀史 | 室長 | 佐治 功  | 室長補佐 | 松本 雅治 |
| グループ長 | 竹内 亜衣 | 主任 | 辻岡 昌樹 |      | 美谷 一哉 |

6. 議事日程

- 第36号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件
- 第37号議案 農用地利用集積計画の作成の件
- 第38号議案 農用地利用集積計画の作成の件
- 報告第28号 専決処理の報告の件(農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理)
- 報告第29号 専決処理の報告の件(農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理)
- 報告第30号 専決処理の報告の件(農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理)
- 報告第31号 専決処理の報告の件(農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理)
- 報告第32号 専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第7号の規定による届出受理)
- 報告第33号 農地等状況報告の件

令和4年第7回箕面市農業委員会総会

(開会 午後1時30分)

- 議長 それでは、ただ今から、令和4年第7回箕面市農業委員会総会を開会いたします。  
座らせていただいて、進行させていただきます。  
この会議は、農業委員会等に関する法律第32条に、総会及び部会の会議は、公開する旨、規定されておりますので、傍聴の希望があれば、原則入室の許可をするものといたします。
- 事務局 希望者はございません。
- 議長 次に、事務局より本日の出席状況を報告いたします。
- 事務局 本日は、委員21名中、出席委員は13名です。  
従いまして、過半数の委員が出席していることから、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、会議は成立しておりますことを報告いたします。  
加えて、笹川治久委員、長澤昇委員、麻生委員、牧野委員、笹川悦子委員、中西委員、加藤委員および野口委員の8名から委任状の提出がございます。
- 議長 それでは、日程第1、会議録署名委員指名の件を議題といたします。  
慣例により、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
- 全委員 (異議なし)
- 議長 それでは、16番 中村委員さん、17番 長澤 均委員さんをお願いします。  
本日の案件に入る前に、令和4年第6回総会において大阪府農業会議へ意見聴取を必要とする案件がありましたのでその結果について、事務局から報告いたします。
- 事務局 先月6月16日開催の総会で、採決されました第33号議案、農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可の件について、総会での許可後、大阪府農業

会議の審議会に意見聴取を行ったものです。

その内容は、新稲地区の農地で、■■■■を建設するという案件でした。

6月17日に開催の審議会で審議された結果、許可やむを得ないものと認めますとの意見を受けましたので、6月27日に申請者あて、許可書の発行をしましたことをご報告いたします。

議 長

次に、日程第2、第36号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました第36号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料1ページからでございます。

買取り申出する土地は、新稲■■■■、地目は、台帳■■、現況■■、面積は■■■■平方メートルです。

主たる従事者は、■■■■氏、申出人は■■■■氏で、申出をする者との関係は■■で、申出事由は死亡、申出事由が生じた日は■■■■でございます。

以上、第36号議案のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、中井徳治委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

中井徳治委員

第36号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地の場所は、■■■■の東隣に位置する農地です。

申請人の■■■■氏は、■■■■にこの生産緑地を耕作されていた■■、■■■■氏を亡くされ、この度、買い取り申し出のために、農業の主たる従事者についての証明を申請されました。

生産緑地台帳において、■■■■氏本人が、農業の主たる従事者であることが確認され、あわせて現場確認や周囲への聞き取りなどから、以前は家族とともに■■■■氏本人が、主として耕作・管理をされていたことを確認しましたので、証明書の発行には問題ないものと思われま。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、承認することに決定いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

全委員

(異議なし)

議長

ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。

次に、日程第3、第37号議案及び日程第4、第38号議案は、いずれも農用地利用集積計画の作成の件となります。

それでは、日程第3、第37号議案を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局

第37号議案の説明に先立ちまして、第37号議案及び第38号議案に共通する事項について一括してご説明いたします。

これら2件は、いずれも、箕面市長より農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき委員会の決定を求められたものです。

それでは、第37号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料3ページからでございます。

申請地は上止々呂美■■■■、地目は、台帳■■、現況■■、面積は■■■■平方メートル、他■■筆、合計■■筆、面積の合計は■■■■平方メートルです。

借り手は■■■■■■■■■■氏、職業は■■■■です。

貸し手は、■■■■■■■■■■氏、設定する利用権の種類は賃借権(解除条件付)、設定期間は令和4年10月1日から令和7年9月30日までです。

以上、第37号議案のご説明といたします。

議長

本件につきまして、尾崎委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

尾崎委員

第37号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地の場所は、止々呂美■■■■から北に■■■■メートル行ったところにある■■筆の農地です。

借り手の■■■■氏は、現在の借り手の■■■■氏と共に耕作しており、■■■■氏の契約期間満了に伴い、■■■■氏が利用権設定するもので、貸し手は、■■■■氏です。

■■■■氏におかれましては、主に野菜を栽培されており、これまでも■■■■氏と共に耕作をされていますので、引き続き問題なく耕作をされるものと思われま

す。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、問題ないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、原案どおり決定することとし、箕面市長あて、回答いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員

(異議なし)

議長

ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり決定し、その旨、箕面市長あて回答することといたします。

次に、日程第4、第38号議案を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました第38号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料は5ページからでございます。

申請地は石丸■■■■■、地目は、台帳、現況ともに■■■■■、面積は■■■■■平方メートル、他■■■■■筆、合計■■■■■筆、面積の合計は■■■■■平方メートルです。

借り手は■■■■■

■■■■■氏、職業は■■■■■です。

貸し手は、■■■■■氏、設定する利用権の種類は使用貸借権（解除条件付）、設定期間は告示日から令和7年9月30日までです。

以上、第38号議案のご説明といたします。

議長

本件につきまして、中村委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

中村委員

第38号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地の場所は、■■■■■の南東■■■■■メートル行ったところにある■■■■■筆の農地です。

貸し手は、■■■■■氏で、この度、借り手の■■■■■が、新たに利用権の設定を受け耕作をされるものです。

借り手の■■■■■は、他にも石丸・白島地区の農地を利用権設定で借りて耕作されており、今回の申請地においても問題なく耕作されていく

ものと思われま

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしている  
ので問題ないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、原  
案どおり決定することとし、箕面市長あて回答いたしたいと思いますが、これ  
にご異議ございませんか。

各 委 員

(異議なし)

議 長

ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり承認  
し、その旨、箕面市長あて回答することといたします。

次に報告案件に移ります。

報告第28号から報告第32号の5件の質疑につきましては、後ほど、一括  
して行います。

日程第5、報告第28号から日程第8、報告第31号までの4件はいずれも  
専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理となり  
ます。

それでは、日程第5、報告第28号及び日程第6、報告第29号の2件は関  
連いたしますので、一括して 議題といたします。

本2件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました報告第28号につきまして、ご説明申し上げま  
す。

議案書2ページ、参考資料は7ページからでございます。

届出地の所在は半町■■■■■■■■■■、地目は、台帳■■■■、現況■■■■、面積は  
■■■■平方メートル、他■■■■筆、合計■■■■筆で 面積の合計は■■■■平方メートルで  
す。

届出人は■■■■■■■■■■氏、職業は■■■■、転用目的は■■■■  
■■■■となっております。

次に報告第29号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料は7ページからでございます。

届出地の所在は半町■■■■■■■■■■、地目は、台帳■■■■、現況■■■■、面積  
は■■■■平方メートルです。

届出人は■■■■■■■■■■氏、職業は■■■■

■■■■、転用目的は■■■■となっています。

本2件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和4年6月16日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第28号及び報告第29号のご説明といたします。

議 長 本件につきまして、中井啓二委員さんに調査内容の報告をお願いします。

中井啓二委員 報告第28号、29号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、■■■■から南へ■■■■メートル行ったところにある土地です。

届出人の■■■■が、■■■■として4条の転用届出をされたものです。

届出地は、昭和40年頃に■■■■を建築され、その後、■■■■氏が相続された時点で、すでに■■■■に転用されていたものです。

当時、農地法に対する認識がなかったことから、転用の届出をされておらず、この度、始末書を添付のうえ、届出をされています。

周辺につきましては、道路及び住宅となっており、農地はないことから、転用による周囲の農業経営に影響はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長 次に、日程第7、報告第30号を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました報告第30号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料は9ページからでございます。

届出地の所在は石丸■■■■、地目は、台帳、現況ともに■■■■、面積は■■■■平方メートルです。

届出人は■■■■氏、職業は■■■■、転用目的は■■■■となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和4年6月28日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第30号のご説明といたします。

議 長 本件につきまして、中村委員さんに調査内容の報告をお願いします。



中村委員

報告第30号につきまして、調査内容をご報告いたします。  
届出地は、[ ]から東に[ ]メートル行ったところにある農地です。  
届出人の[ ]氏が、[ ]を建設するため4条の転用届出をされたもの  
です。

周辺につきましては、北側及び西側は[ ]、東側は[ ]、南側は[ ]  
となっており、雨水は道路側溝へ、汚水等は公共下水道へ接続されることから、  
周囲の農業経営に影響はないものと思われま。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

次に、日程第8、報告第31号を議題といたします。  
本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました報告第31号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料は11ページからでございます。

届出地の所在は栗生外院[ ]、地目は、台帳、現況ともに[ ]、  
面積は[ ]平方メートルです。

届出人は[ ]氏、職業は[ ]、転用目的  
は[ ]となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出  
事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和4年7月1日に専決し、処  
理するものでございます。

以上、報告第31号のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、坂本委員さんに調査内容の報告をお願いします。

坂本委員

報告第31号につきまして、調査内容をご報告いたします。  
届出地は、[ ]から南へ[ ]メートル行ったところにある農地です。  
届出人の[ ]氏が、[ ]のため4条の転用届出をされたものです。  
周辺につきましては、東側、西側及び北側は[ ]、南側は[ ]となってお  
り、雨水は道路側溝へ放流し、汚水等は北側の公共下水道へ接続されることか  
ら、周囲の農業経営に影響はないものと思われま。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

次に日程第9、報告第32号専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第7  
号の規定による所有権移転届出受理を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました報告第32号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料は13ページからでございます。

届出地の所在は如意谷■■■■■、地目は、台帳、現況ともに■■■■■、面積は■■■■■平方メートル他■■■■■筆、合計■■■■■筆で面積の合計は■■■■■平方メートルです。

譲受人は■■■■■  
■■■■■氏、職業は■■■■■、他■■■■■名です。

譲渡人は■■■■■氏、転用目的は■■■■■となっております。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和4年7月4日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第32号のご説明といたします。

議長

本件につきまして、岸本委員さんに調査内容の報告をお願いします。

岸本委員

報告第32号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、如意谷■■■■■から道路を隔てた■■■■■にある■■■■■筆の農地です。

譲渡人は、■■■■■氏で、譲受人の■■■■■が■■■■■を整備するため、所有権を移転するものです。

周辺につきましては、西側は■■■■■、北側、東側は■■■■■、南側は■■■■■となっており、雨水は道路側溝へ、汚水等は公共下水道へ接続されることから、周囲の農業経営に影響はないものと思われま

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

それでは、ただいま報告のありました5件につきまして、質疑等ございましたら、発言をお願いします。

長澤均委員

報告第28号と29号について、始末書の提出の上専決を行ったとのことですが、今回の転用届に至った経緯は何ですか。

事務局

申請人の都合で、土地の売買や相続等のタイミングで地目が変わっていないことに気付かれ申請されたものと思われま

長澤均委員

なぜ転用手続きが漏れたのですか。

事務局 農地の売買には制限がかかるので、気が付かれたのかもわかりませんが、所有者の事情によるものと考えられます。

中井職務代理者 現況であれば、宅地で固定資産税が課税されているのでは。

事務局 固定資産税は、現況の状態で課税されています。  
また、このようなケースは他にもありうるケースですが、農業委員さんのパトロールでも把握できないケースだと思います。

ただ、委員会で報告なしに農地で建物が建てられているような場合は、事務局と一緒に調査を行っていきたいと考えていますのでよろしくお願いします。

長澤均委員 承知しました。

議長 他に質疑ご意見はありませんか。

尾崎委員 報告第32号の2筆の農地の間にも1筆土地がありますが、ここは農地ではないのですか。

事務局 2筆の農地の間の土地は、宅地となっていますので、転用手続きの必要はありません。

尾崎委員 承知しました。

議長 他に質疑ご意見はありませんか。

ないようでございますので、次に、日程第10、報告第33号農地等状況報告の件を議題といたします。

本件につきましては、各委員さんからの報告を別紙資料のとおり、事務局でまとめておりますので、補足の説明や特に報告のある委員さんがおられましたら、発言をお願いします。

特にないようですが、1点お願いがございます。

■地区でのパトロール報告で、無断で農地が転用されていた案件があり、事務局に報告いただき対応しているところですが、パトロールで農地の無断転用の疑いがある場合も、事務局に報告いただきたいと思いますので、その点も気に留めながらパトロールをお願いします。

以上で本日の会議日程は、全部終了いたしました。

事務局から連絡事項はございますか。

事務局

(コロナ禍での委員会開催について・次回日程について連絡)

議長

これをもちまして令和4年第7回箕面市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後1時58分)

上記は、令和4年第7回箕面市農業委員会総会の議事経過であり、箕面市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、ここに署名押印する。

議長 稲垣 恵一

署名委員 長澤 均

署名委員 中村 孝三